

引き続き お知らせ

交通災害共済の加入受付を行います

簡単に加入できて請求手続きも簡単な愛媛県市町総合事務組合の交通災害共済は、契約期間が1年間です。

平成18年度分の加入受付を行います。ご家族そろって加入して、万一の交通事故に備えましょう。

■掛金（年間1人当たり）

○一般 600円

○中学生以下 250円

※途中加入も同額です。

■加入口数 1人1口

■共済期間

平成18年4月1日～平成19年3月31日

※途中からも加入できますが、掛金を納めた翌日からとなります。

■加入資格

○西条市の住民登録または外国人登録をし、市内に居住している方

○西条市に居住する交通災害共済加入者の被扶養者で、市外に居住する方

■加入方法

申込用紙と掛金を持って、

所定の金融機関で加入手続きを行ってください。

■申込用紙の配布

○平成17年度の交通災害共済に加入している世帯には、世帯全員が加入できる申込用紙を郵送します。

※世帯の一部の人が加入する場合は、担当課へご連絡ください。新しい申込用紙を郵送します。

○未加入で、平成18年度の交通災害共済に加入を希望する方は、担当課へご連絡ください。申込用紙を郵送します。

■問合せ

○市庁舎本館総務課

交通防災係（内線2127）

○東予総合支所総務課

総務調整係（内線313）

○丹原総合支所総務課

総務調整係（内線280）

○小松総合支所総務課

総務調整係（内線213）



交通災害共済は国内で交通乗用具の災害を受けた場合に、見舞金を支払う制度です。

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

3月31日に確定する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。登録に該当する方は確認をしてください。

■登録資格者

昭和61年4月1日以前に生まれた人で、市内に住所があり、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人、もしくはその同居の親族またはその配偶者で、1年に60日以上耕作に従事する人。

■縦覧期間

2月23日（水）～3月9日（木）

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階

市選挙管理委員会事務局

建築確認事務の一部、開発許可の事務を4月から市で行います

■建築確認事務

平成18年4月1日から西条市が建築基準法上の限定特定行政庁になるため、次の建築確認事務を市で行うこととなります。

○建築基準法の第6条第1項第4号に規定される建築物（住宅等の小規模建築物）

平成18年度競争入札（見積）

参加資格審査の申請を受け付けます

西条市の平成18年度競争入札（見積）に、新たに参加を希望する方は、資格審査の申請を行ってください。※現在登録済みの方は、今回の申請は不要です。

■業務内容

【建設工事関係】 ○土木・建築・管・塗装・造園工事など
○地質調査・測量・設計・監理業務など

【公共施設の委託業務】 公共施設清掃、電気設備保安、消防用設備等の保守点検、高架水槽等清掃、害虫防除、警備、浄化槽管理清掃、建築物空気環境測定

【物品関係】 売買・修繕など

■受付期間 2月1日（水）～2月28日（火）

■申請先 ○建設工事関係・公共施設の委託業務
市庁舎本館契約課 工事契約係 内線2232
○物品関係
市庁舎本館契約課 物品契約係 内線2234

※申請書等には、市のホームページ（<http://www.city.saijo.ehime.jp>）からダウンロードできるものもあります。ご活用ください。

以下4号建築物というおおよび4号建築物の敷地内に築造される10㎡以下の煙突や広告塔、3㎡以下の擁壁などの工作物の建築確認完了検査。

○道路の位置の指定。

○住宅金融公庫融資に係る設計審査、現場審査。

○建設リサイクル法に関する事務（4号建築物のみ）

■開発許可事務

建築を行う目的で1000平方メートル以上の農地等を宅地に造成する場合などには、あらかじめ開発許可が必要です。

平成18年4月1日から開発許可事務が愛媛県から西条市に移譲され、受付から許可・検査までの業務を市で行うこととなります。

今後、開発許可の申請を予定されている方は、事前に都市整備課へお問い合わせください。

■問合せ

○建築確認事務について
市庁舎別館建築住宅課
建築指導係（内線2752）

○開発許可事務について
市庁舎別館都市整備課
都市計画係（内線2742）